# 平成21年度奈良県における高齢者虐待の状況について

平成22年12月10日 長 寿 社 会 課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく県内における高齢者虐待の状況は、以下のとおり。

この資料では、虐待を受けている(受けたと思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象としている。(ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。)

#### 【用語解説】

#### 「養介護施設従事者等」とは、

・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

#### 「養介護施設」とは、

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型老人福祉施設、地域包括支援センター

#### 「養介護事業」とは、

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護 予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

#### 「養護者」とは、

·「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する

#### 「身体的虐待」とは、

·暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する 行為

#### 「介護・世話の放棄・放任」とは、

・介護や生活の世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させていること と

#### 「心理的<u>虐待」とは、</u>

· 脅しや侮辱などの言葉の威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える こと

#### 「性的虐待」とは、

・本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

#### 「経済的虐待」とは、

・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

#### (全国の状況)

「平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(厚生労働省調査)より出典

# 平成21年度 奈良県における高齢者虐待の概要

# □ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

○ 虐待の相談・通報は2件あり、うち1件に虐待の事実が認められた。

## (虐待を受けた高齢者の状況)

- 女性
- 80歳代
- 要介護 4
- 認知症

## (虐待の種別)

· 心理的虐待

# (虐待を行った施設種別)

訪問介護

### (虐待を行った者の職種)

経営者・開設者

## □ 養介護者による高齢者虐待

〇 虐待の相談・通報は166件あり、うち87件に虐待の事実が認められた。

## (虐待を受けた高齢者の状況)

- 女性が約8割
- ・ 最も多い年齢層は、80歳代
- ・ 最も多い要介護度は、要介護 2
- 認知症により、日常生活に支障がある状態の方は全体の4割

#### (虐待の種別)

最も多い虐待は、身体的虐待

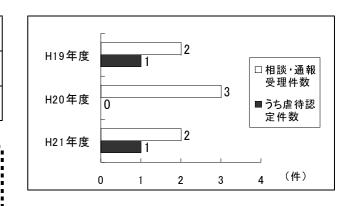
### (虐待を行った者の状況)

- 続柄は、息子が一番多く、次いで夫(全体の6割)
- ・ 世帯構成は、同居が8割強

# 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- (1) 相談・通報受理件数及び虐待認定件数 (件数)
  - 〇 平成21年度、県内39市町村における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報受理件数は2件で、事実確認調査の結果、高齢者虐待と認定したのは1件であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
相談・通報受理件数	2	3	2
うち虐待認定件数	1	0	1



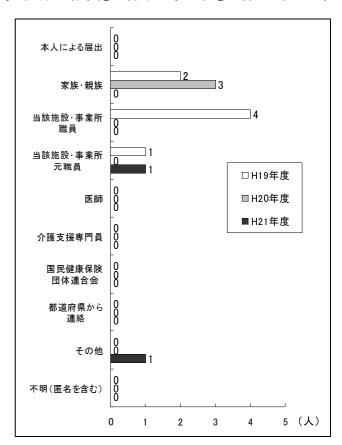
#### 【全国の状況】

	H21年度	H20年度	H19年度
相談・通報受理件数	408	451	379
うち虐待認定件数	76	70	62

#### (2) 相談・通報者(人・複数回答)

○ 相談・通報者の内訳は、「当該施設・事業所元職員」1件、「その他」1件であった。

Na.		-	
	H21年度	H20年度	H19年度
本人による届出	0	0	0
家族・親族	0	3	2
当該施設·事業所 職員	0	0	4
当該施設・事業所 <u>元</u> 職員	1	0	1
医師	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0
国民健康保険 団体連合会	0	0	0
都道府県から連絡	0	0	0
その他	1	0	0
不明(匿名を含む)	0	0	0
合 計	2	3	7



#### 【全国の状況】

「当該施設職員」が30.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が25.7%、「当該施設元職 員」が12.5%であった。

#### (3) 被虐待者の状況、虐待の種別、養介護施設等の種別等

		H21年度	H19年度
	性別	女性	女性
<b>沖点体表の</b> 体辺	年齢階級	80~84歳	85~89歳
被虐待者の状況	要介護度	要介護4	要介護2
	心身の状況	認知症	認知症
虐待の種別		心理的虐待	身体的虐待
養介護施設等の種別		訪問介護	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った養介護施 の職種	ā設等従事者 	代表者	介護職員

<sup>※</sup> 平成20年度は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実は認めらなかった。

#### 【全国の状況】

施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が30.3%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が22.4%、「介護老人保健施設」が14.5%の順であった。

虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が69.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が34.2%、「性的虐待」が10.5%の順であった。

被虐待高齢者の性別は、「男性」が24.6%、「女性」が75.4%と、全体の7割強が「女性」であった。 年齢は、「80~84歳」が26.8%と最も多く、次いで「85~89歳」が21.7%、「75~79歳」及び 「90~94歳」が13.0%の順であった。

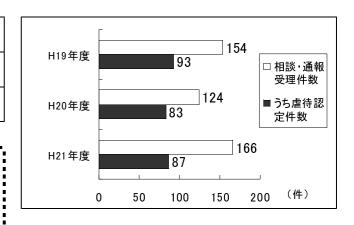
要介護状態区分は、「要介護4」が36.2%と最も多く、次いで「要介護5」が20.3%、「要介護3」が15.2%であり、「要介護3以上」が71.7%と約7割を占めた。

虐待を行った養介護施設従事者等の職種は、「介護職員」が77.8%、「看護職員」が6.7%、「施 設長」が4.4%などであった。

# 2. 養護者による高齢者虐待について

- (1) 相談・通報受理件数及び虐待認定件数(件)
  - 〇 平成21年度、県内39市町村における養護者による高齢者虐待に関する相談・通報 受理件数は166件で、事実確認調査の結果、高齢者虐待と認定したのは87件であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
相談·通報受理件数	166	124	154
うち虐待認定件数	87	83	93



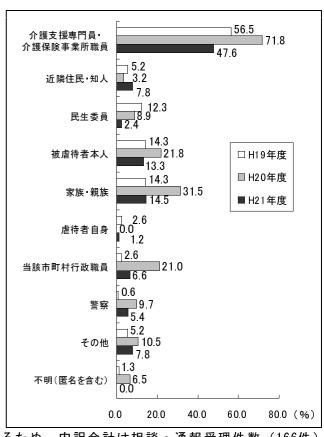
#### 【全国の状況】

	H21年度	H20年度	H19年度
相談・通報受理件数	23, 404	21, 692	19, 971
うち虐待認定件数	15, 615	14, 889	13, 273

# (2) 相談・通報者(人・複数回答)

〇 相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が47.6%、次いで「家族・親族」14.5%、「被虐待高齢者本人」13.3%の順であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
介護支援専門員·	79	89	87
介護保険事業所職員	47.6%	71.8%	56.5%
近隣住民・知人	13 7. 8%	4 3. 2%	8 5. 2%
	4	11	19
民生委員	2 4%	8 9%	12.3%
被虐待高齢者本人	2.4% 22	27	22
恢 信 付 同 断 日 平 入	13.3%	21.8%	14.3%
<b>宝佐,组长</b>	24	39	22
家族·親族 	14.5%	31.5%	14.3%
虐待者自身 虐待者自身	2	0	4
	1. 2%	0.0%	2. 6%
当該市町村行政	11	26	4
職員	6.6%	21.0%	2. 6%
警察	9	12	1
<b>高</b>	5.4%	9. 7%	0. 6%
その他	13	13	8
	7.8%	10. 5%	5. 2%
不明(匿名を含む)	0	8	2
1.97 (四百万日6)	0.0%	6.5%	1. 3%
合 計	177	229	177
	_	_	_



<sup>※ 1</sup>件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報受理件数 (166件) と一致しない。

<sup>※ 「%」</sup>は、いずれも相談・通報受理件数(166件)に対する割合。

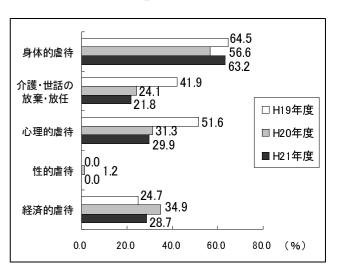
#### 【全国の状況】

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が44.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が 12.4%、「被虐待高齢者本人」が11.7%であった。

#### (3) 虐待の種別・類型 (件・複数回答)

〇 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が63.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」 29.9%、「経済的虐待」28.7%、「介護・世話の放棄・放任」21.8%の順であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
身体的虐待	55	47	60
	63.2%	56.6%	64.5%
介護・世話の	19	20	39
放棄・放任	21.8%	24.1%	41.9%
心理的虐待	26	26	48
心性的危持	29.9%	31.3%	51.6%
性的虐待	0	1	0
工 ロン)直 1寸	0.0%	1.2%	0.0%
経済的虐待	25	29	23
作がりにず	28.7%	34.9%	24. 7%
合 計	125	123	170
	_	_	_



- ※ 虐待と認定された件数(87件)に対する件数。
- ※ 1件の事例に対し、複数の虐待が行われている場合があるため、内訳合計は虐待認定件数(87件)と一致しない。
- ※ 「%」は、いずれも虐待認定件数(87件)に対する割合。

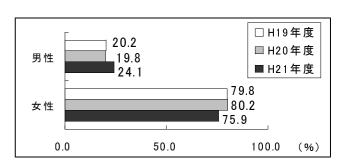
#### 【全国の状況】

「身体的虐待」が63.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」38.2%、「経済的虐待」26.1%、 「介護・世話の放棄・放任」が25.5%、「性的虐待」が0.6%であった。

#### (4)被虐待高齢者の性別(人)

○ 性別は、「女性」75.9%、「男性」24.1%と、「女性」が全体の約8割を占めた。

	H21年度	H20年度	H19年度
男性	21 24.1%	17 19. 8%	19 20. 2%
女性	66	69	75
	75.9%	80. 2%	79. 8%
合 計	87	86	94
	100. 0%	100.0%	100.0%



- ※ 虐待と認定された事例 (87件) に対する人数。
- ※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、平成20年度及び19年度の内訳合計は虐待認 定件数と一致しない。

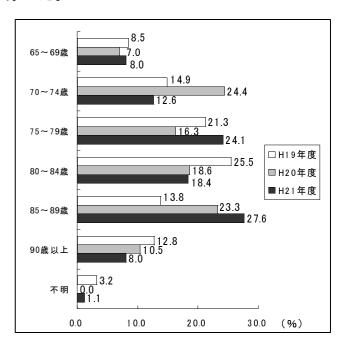
#### 【【全国の状況】

「女性」が77.3%、「男性」が22.7%と「女性」が全体の約8割を占めていた。

#### (5) 被虐待高齢者の年齢階層(人)

〇 被虐待高齢者の年齢階層は、「85~89歳」が27.6%と最も多く、次いで「75~79歳」24.1%、「80~84歳」18.4%の順であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
65~69歳	7 8.0%	6 7. 0%	8 8. 5%
70~74歳	11 12.6%	21 24.4%	14 14. 9%
75~79歳	21 24.1%	14	20 21.3%
80~84歳	16 18.4%	16 18.6%	24 25. 5%
85~89歳	24 27. 6%	20	13
90歳以上	7 8.0%	9	12 12. 8%
不明	1.1%	0.0%	3 3. 2%
合 計	87 100. 0%	86 100.0%	94 100.0%



<sup>※</sup> 虐待と認定された事例(87件)に対する人数。

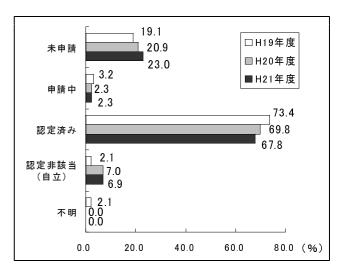
#### 【全国の状況】

「80~84歳」が24.0%と最も多く、次いで「75~79歳」21.5%、「85~89歳」18.3%の順 あった。

#### (6)被虐待高齢者の要介護認定者数(人)

〇 被虐待高齢者87人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が67.8%、 「未申請」は23.0%であり、約7割が要介護認定者であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
未申請	20	18	18
	23.0%	20. 9%	19. 1%
申請中	2	2	3
	2.3%	2. 3%	3. 2%
認定済み	59	60	69
	67. 8%	69. 8%	73. 4%
認定非該当	6	6	2
(自立)	6. 9%	7. 0%	2. 1%
不明	0	0	2
	0. 0%	0. 0%	2. 1%
合 計	87	86	94
	100.0%	100.0%	100.0%



<sup>※</sup> 虐待と認定された事例(87件)に対する人数。

#### 【全国の状況】

「認定済み」が68.6%、「未申請」と24.5%であり、約7割が要介護認定者であった。

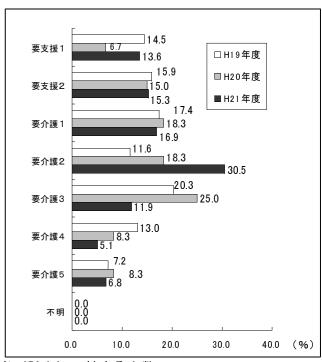
<sup>※ 1</sup>件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、平成20年度及び19年度の内訳合計は虐待認 定件数と一致しない。

<sup>※ 1</sup>件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、平成20年度及び19年度の内訳合計は虐待認 定件数と一致しない。

### (7) 要介護認定者の要介護状態区分

〇 要介護認定者59人における要介護状態区分は、「要介護2」が30.5%と最も多く、 次いで「要介護1」16.9%、「要支援2」15.3%の順であり、「要介護3」以下が8 割であった。

		H21年度	H20年度	H19年度
要支援1		8	4	10
~ ~ !!		13.6%	6.7%	14.5%
要支援2		9	9	11
女义版。		15 3%	15.0%	15.9%
西人諾 1		10	11	12
要介護 1		16.9%	18.3%	17.4%
要介護 2		18	11	8
安川渡乙		30.5%	18.3%	11. 6%
悪人業の		7	15	14
要介護3		11.9%	25.0%	20.3%
要介護4		3	5	9
安川设件		5.1%	8.3%	13.0%
<b>≖</b> 人 譯 г		4	5	5
要介護 5		6.8%	8.3%	7. 2%
<b>不</b> 明		0	0	0
不明		0.0%	0.0%	0.0%
合	 計	59	60	69
	ĀΙ	100.0%	100.0%	100.0%



※ 虐待と認定された事例(87件)のうち、要介護認定者(59人)に対する人数。

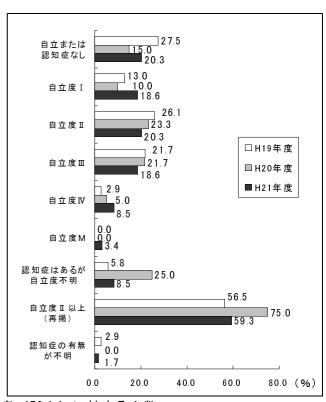
### 【全国の状況】

「要介護2」が20.5%と最も多く、次いで「要介護3」が19.9%、「要介護1」が19.6%の順であった。

### (8) 要介護認定者の認知症日常生活自立度(人)

○ 要介護認定者59人における認知症日常生活自立度は、「自立度 II 以上」が59.3% であり、被虐待高齢者全体87人の40.2%を占めた。

	H21年度	H20年度	H19年度
自立または認知症	12	9	19
なし	20.3%	15.0%	27.5%
白去薛丁	11	6	9
自立度Ⅰ	18.6%	10.0%	13.0%
自立度Ⅱ	12	14	18
日立戊Ⅱ	20.3%	23.3%	26.1%
┃ 自立度Ⅲ	11	13	15
日立皮皿	18.6%	21.7%	21.7%
自立度Ⅳ	5	3	2
日立及Ⅳ	8.5%	5.0%	2.9%
自立度 M	2	0	0
日立及IVI	3.4%	0.0%	0.0%
認知症はあるが	5	15	4
自立度不明	8.5%	25.0%	5.8%
自立度 Ⅱ 以上	35	45	39
(再掲)	59.3%	75.0%	56.5%
認知症の有無が	1	0	2
不明	1. 7%	0.0%	2. 9%
合 計	59	60	69
合 計	100.0%	100.0%	100.0%



- ※ 虐待と認定された事例(87件)のうち、要介護認定者(59人)に対する人数。
- ※ 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度I」が含まれている可能性がある。

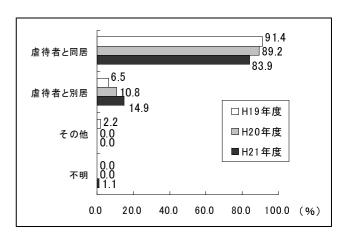
### 【全国の状況】

「自立度Ⅱ以上」は66.7%であり、被虐待高齢者全体の45.7%を占めた。

#### (9) 虐待者との同居・別居の状況(件)

○ 「虐待者と同居」が83.9%と、8割強が虐待者と同居であった。

	H21年度	H20年度	H19年度	
虐待者と同居	73	74	85	
	83. 9%	89. 2%	91. 4%	
虐待者と別居	13 14. 9%	9 10. 8%	6. 5%	
その他	0	0	2	
	0. 0%	0. 0%	2. 2%	
不明	1	0	0	
	1. 1%	0. 0%	0. 0%	
合 計	87	83	93	
	100. 0%	100. 0%	100.0%	



※ 虐待と認定された件数(87件)に対する件数。

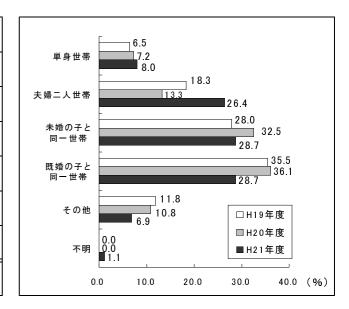
#### 【全国の状況】

「虐待者と同居」が86.4%と、8割強が虐待者と同居であった。

# (10)世帯構成(件)

〇 「未婚の子と同一世帯」及び「既婚の子と同一世帯」がともに28.7%であり、両者を合わせると57.4%と、6割弱が子と同一世帯であった。また、次いで「夫婦二人世帯」が26.4%であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
単身世帯	7 8. 0%	6 7 2%	6 6. 5%
	O. U%	7. 2%	0.5%
┃ ┃夫婦二人世帯	23	11	17
人物一人匠巾	26.4%	13.3%	18.3%
未婚の子と	25	27	26
同一世帯	28.7%	32.5%	28.0%
既婚の子と	25	30	33
同一世帯	28.7%	36.1%	35.5%
7. O. /III	6	9	11
その他	6.9%	10.8%	11.8%
<b>7</b> m	1	0	0
不明	1.1%	0.0%	0.0%
	87	83	93
合 計	100.0%	100.0%	100.0%



<sup>※</sup> 虐待と認定された事例(87件)に対する件数。

# 【全国の状況】

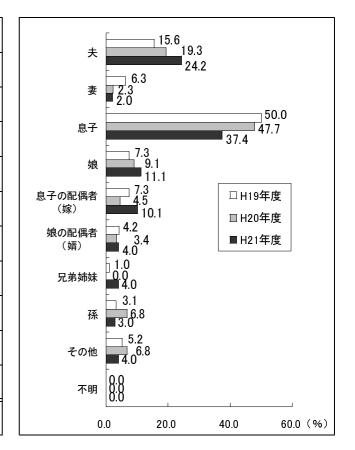
「未婚の子と同一世帯」が37.6%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が26.6% であり、両者を合わせると64.1%と、6割強が子と同一世帯であった。

# (11) 虐待者との関係(人・複数回答)

○ 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が37.4%と最も多く、次いで「夫」

が24.2%、「娘」が11.1%であった。 なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数87件 に対し虐待者数は99人であった。

	H21年度	H20年度	H19年度	
夫	24 24. 2%	17 19. 3%	15 15. 6%	
妻	2 2.0%	2 2. 3%	6 6. 3%	
息子	37 37. 4%	42 47. 7%	48 50.0%	
娘	11 11. 1%	8 9. 1%	7 7. 3%	
息子の配偶者 (嫁)	10 10. 1%	4 4. 5%	7 7. 3%	
娘の配偶者 (婿)	3 4.0%	3 3 4%	4 4. 2%	
兄弟姉妹	4 4.0%	0.0%	1.0%	
孫	3 3.0%	6.8%	3 3. 1%	
その他	4 4.0%	6.8%	5 5. 2%	
不明	0.0%	0.0%	0.0%	
숨 計	99 100. 0%	88 100.0%	96 100.0%	



虐待と認定された事例(87件)に対する人数。

【全国の状況】 「息子」が41.0%と最も多く、次いで「夫」が17.7%、「娘」が15.2%の順であった。

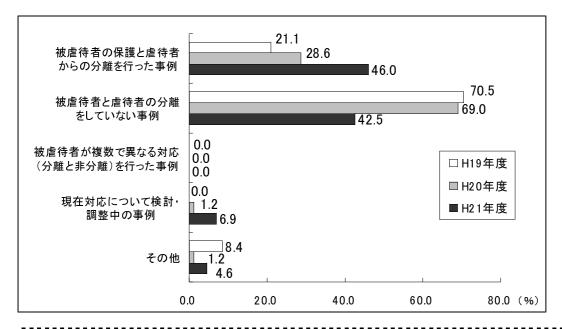
# (12) 虐待への対応策としての分離の有無(件)

〇 虐待への対応策としての分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が46.0%と、約半数の事例で分離が行われた。

一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は42.5%であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を	40	24	20
行った事例	46.0%	28.6%	21.1%
┃ ┃被虐待高齢者と虐待者を分離してない事例	37	58	67
	42.5%	69.0%	70.5%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)	0	0	0
を行った事例	0.0%	0.0%	0.0%
現在対応について検討・調整中の事例	6	1	0
現住対応について検討・調金中の事例	6. 9%	1. 2%	0.0%
その他	4	1	8
ての他	4.6%	1. 2%	8.4%
Δ <u>=</u> 1	87	84	95
合 計	100.0%	100.0%	100.0%

- ※ 虐待と認定された事例(87件)に対する件数。
- ※ 平成19・20年度においては、前年度の虐待認定事例についてに対応した各1件を含む。



#### 【全国の状況】

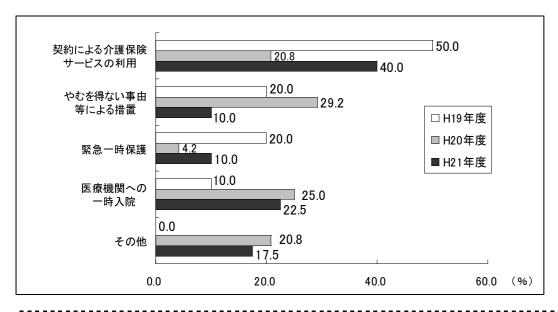
「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が33.2%と、3割を超える事例で 分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者を分離していない事例」は58.0%であった。

#### (13) 分離を行った事例の対応の内訳(件)

○ 分離を行った事例40件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が40.0%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が22.5%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」及び「緊急一時保護」10.0%の順であった。 なお、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」4件のうち、2件の面会制限が行われていた。

	H21年度	H20年度	H19年度
契約による介護保険サービスの利用	16	24	20
	40.0%	28. 6%	21. 1%
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等に	4	58	67
よる措置	10.0%	69. 0%	70. 5%
緊急一時保護	4	0	0
	10.0%	0. 0%	0. 0%
医療機関への一時入院	9	1	0
	22.5%	1. 2%	0. 0%
その他	7	1	8
	17. 5%	1. 2%	8. 4%
合 計	40	84	95
	100.0%	100.0%	100.0%

※ 虐待と認定された事例のうち、分離を行った事例(40件)に対する件数。



#### 【全国の状況】

「契約による介護保険サービスの利用」が38.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が20.6%、「やむを得ない事由等による措置」が11.6%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」うち、34.2%において面会制限が行われていた。

#### (用語解説)

#### 「契約による介護保険サービスの利用」とは、

·本人の同意などにより、契約によるサービス利用を行う。

#### 「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」とは、

・要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険 サービス利用が著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特養 の入所やショートステイなどの介護サービスを利用させること。

#### 「緊急一時保護」とは、

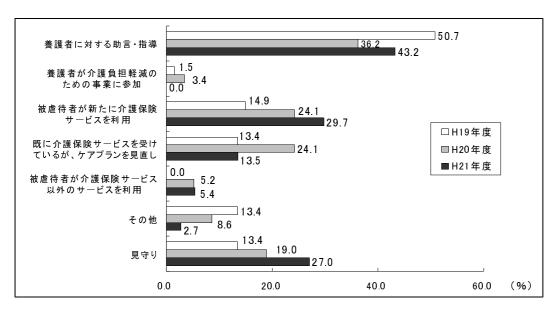
・市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急的かつ一時的に保護する。

### (14) 分離していない事例の対応の内訳(件・複数回答)

〇 分離していない事例37件における対応は、「養護者に対する助言・指導」が43.2 %と最も多く、次いで「被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用」29.7%、「見守り」27.0%の順であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
養護者に対する助言・指導	16	21	34
	43. 2%	36. 2%	50. 7%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	2	1
	0. 0%	3. 4%	1. 5%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	11	14	10
	29. 7%	24. 1%	14. 9%
既に介護保険サービスを受けているが、ケア	5	14	9
プランを見直し	13.5%	24. 1%	13. 4%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービス	2	3	0
を利用	5. 4%	5. 2%	0. 0%
その他	1	5	9
	2. 7%	8. 6%	13. 4%
見守り	10	11	9
	27. 0%	19. 0%	13. 4%
合 計	45	70	72
	—	—	—

- ※ 虐待と認定された事例のうち、分離していない事例(37件)に対する件数。
- ※ 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上している。
- ※ 「%」は、いずれも分離していない事例(37件)に対する割合。



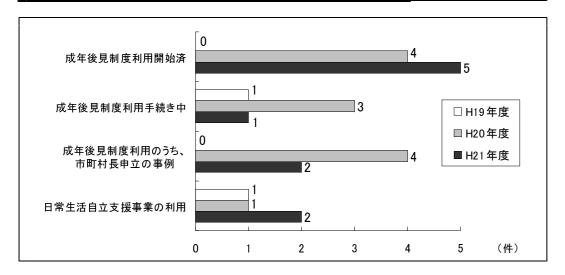
#### 【全国の状況】

「養護者に対する助言・指導」が48.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が26.8%、「見守り」が23.7%であった。

#### (15)権利擁護に関する対応

- 〇 権利擁護に関する対応として、成年後見制度については、「利用開始済」が5件、「利用手続き中」が1件であり、これらを合わせた6件のうち、「市町村長申立の事例」は2件であった。
  - 一方、「日常生活自立支援事業の利用」は、2件であった。

	H21年度	H20年度	H19年度
成年後見制度利用開始済	5	4	0
成年後見制度利用手続き中	1	3	1
成年後見制度利用のうち、市町村長申立の事例	2	4	0
日常生活自立支援事業の利用	2	1	1



#### 【全国の状況】

「利用開始済み」が308件、「利用手続き中」が234件であり、これらを合わせた542件の うち、市町村長申立の事例は216件(39.9%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は260件であった。

#### 【用語解説】

### 「成年後見制度」とは、

・判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。高齢者虐待防止法では、適切に市町村長申立を行うことが規定されている(第9条)。

#### 「日常生活自立支援事業」とは、

·認知症高齢者などの判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し、 預け入れの手続き等、日常生活費の管理などを援助する。

#### (16) 虐待等による死亡例

〇 「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った例」で、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に発生し、市町村で把握している事例について報告を求めたところ、本県においては、虐待等の死亡例の報告はなかった。

#### 【全国の状況】

合計で31件32人

「養護者による被養護者の殺人」が16件17人

「養護者の介護等放棄 (ネグレクト) による被養護者の致死」が6件6人

「養護者の虐待(介護等放棄を除く)による被養護者の致死」が5件5人

「心中」が3件3人

「その他」が1件1人

被害者の性別は、「男性」6人(18.8%)、「女性」26人(81.3%) 年齢は、「70~74歳」8人(25.0%)、「80~84歳」8人(25.0%)、「90歳以上」7人(21.9%)、「75~79歳」3人(9.4%)、「65~69歳」2人(6.3%)の順

加害者の性別は、「男性」25人(80.6%)、「女性」6人(19.4%) 続柄は、「息子」14人(45.2%)、「夫」10人(32.3%)、「妻」3人(9.7%)、「娘」2人(6.5%)、 「息子配偶者」1人(3.2%)、「妹配偶者」1人(3.2%)

# 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

〇 市町村における高齢者虐待防止のための体制整備について、平成21年度末現在の 状況を調査した結果は、次のとおり。

		実施済み	未実施
対応窓口部局の設置	市町村数	39	0
7] 까마 및 HP IP V V X IE	割合(%)	100.0%	0.0%
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	18	21
独日の対応のマニュアル、未物相判寺の下成	割合(%)	46.2%	53.8%
  地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	24	15
地域已由文版でファー中の関係日   切断	割合(%)	61.5%	38.5%
  講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	22	17
一番演会では、「一番」   一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番	割合(%)	56.4%	43.6%
  居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	20	19
石七月段   一二八事来日に公に   50・6月	割合(%)	51.3%	48.7%
介護保険施設に法について周知	市町村数	16	23
	割合(%)	41.0%	59.0%
  「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	19	20
・十分元光 元寸 ケインドケーク   00   株木 * 00 収   1	割合(%)	48.7%	51.3%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の	市町村数	13	26
構築への取組	割合(%)	33.3%	66.7%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への	市町村数	13	26
取組	割合(%)	33.3%	66.7%
  成年後見制度の市町村長申立への体制強化	市町村数	24	15
次千夜光响及 <b>少</b> 市町刊及中立 ***	割合(%)	61.5%	38.5%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する	市町村数	17	22
警察署担当者との協議	割合(%)	43.6%	56.4%
老人福祉法による措置に必要な居室確保のため	市町村数	22	17
の関係機関との調整	割合(%)	56.4%	43.6%
  虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	19	20
<b>信付で11つに食設在に対する伯談、相等まだは助言</b>	割合(%)	48.7%	51.3%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利	市町村数	25	14
用していない高齢者の権利利益の養護を図るための 早期発見の取組や相談等	割合(%)	64.1%	35.9%

# 4. 高齢者虐待防止に向けた取組について

- (1) 市町村における相談窓口体制等の整備
  - ① 高齢者虐待に関する相談窓口の設置
    - ・ すべての市町村、地域包括支援センターにおいて、平日・休日別に日中・夜間の連絡先を整理し、県ホームページにおいても掲載。
  - ② 搬送体制の整備
    - ・ 市町村や地域包括支援センターに、虐待に関する通報があった場合の、初期 対応と、虐待を受けている高齢者の保護に関して整理。
  - ③ 警察との連携
    - · 市町村、地域包括支援センターにおける相談窓口、搬送体制の一覧を警察本 部に提供。
  - ④ 市町村における高齢者虐待防止ネットワークの設置
    - 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な 支援を行うため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備するため、市町 村において連絡・連携体制を構築。
- (2) 市町村や介護サービス従事者等を対象とした研修の実施
  - ① 市町村新任職員等研修会
    - 今年度新たに担当となった職員等を対象に、基礎的な知識等に関する研修を 実施。
  - ② 高齢者虐待防止研修会 (養介護施設従事者等職員研修)
    - ・ 市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業所の職員・従事者等を対象に、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、高齢者虐待発見時の対応等について研修を実施。
  - ③ 成年後見制度に関する研修会
    - ・ 市町村及び地域包括支援センター職員を対象に、成年後見制度の体制整備及 び活用の促進に関する研修を実施。
- (3)介護サービス事業所に対する指導等
  - ・ 不適正なケアの是正、身体拘束、高齢者虐待の防止に向け、介護サービス事業所に対し、日常的に必要な指導等を実施。